

中小企業進出支援委員会 活動報告

2015年10月三木会

1. 本年度の建議書取組方針について

2. 日々の活動について（よろず相談所機能の更なる拡充）

- ①進出マニュアル／サービスプロバイダーリストの発行、活用
- ②既進出企業からの問題点の吸い上げ
既進出企業との対談、工場訪問
- ③TN州関係機関とのコミュニケーション・チャネルの構築
- ④個別問題の解決のサポート

1. 本年度の建議書取組方針について

当委員会では、複数のTN州政府関係機関との間で随時対話が可能な関係性を構築しつつあり、建議書を通じてではなく、これらの対話の中で引き続き課題をフォローしていく。

(当委員会が認識している主な課題)

- 中小企業の円滑な進出に資する工業団地等の整備
 - ⇒ ・ガイダンスビューロー、SIDCOとの間でコネクションを構築。今後、両者との直接対話を通じてフォロー。
 - ・工業団地委員会と連携し、SIPCOTに対して働きかけを行う。
- 事業実施に際し必要な情報の収集
 - ⇒ ・ガイダンス・ビューロー、TNPCB、TNEBの協力を得て随時意見交換が可能なコネクションを構築。今後も、「よろず相談所」活動で把握した問題の解決を含め、本枠組を活用。
 - ・他機関とも、今後随時コネクション構築を進めていく。

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

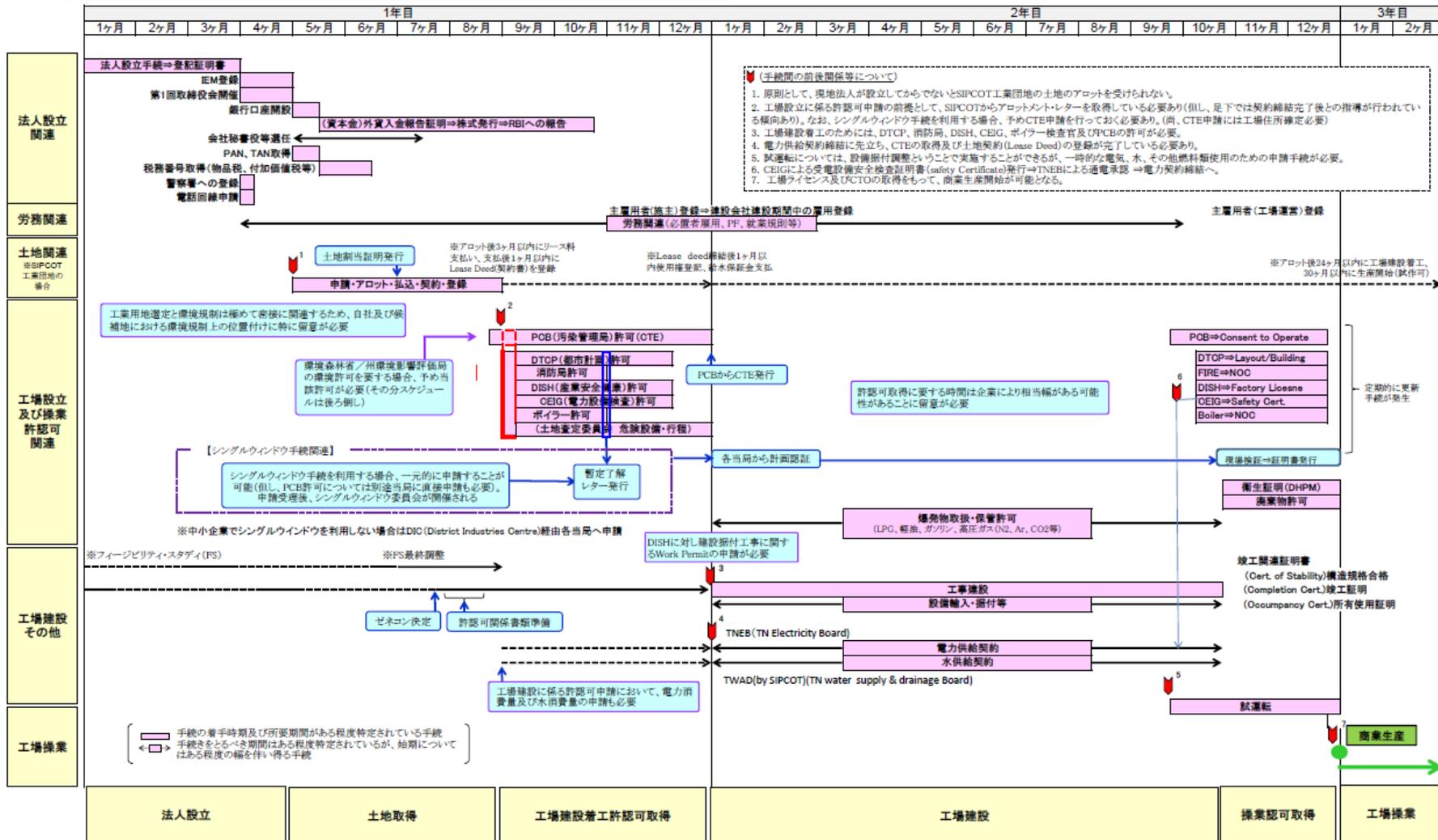
①会社・工場設立フローチャート／作業チェックリスト／サービスプロバイダーリストの活用

昨年度、本委員会では日々の各種活動を通じて把握した情報を踏まえつつ、日系企業がチェンナイで新たに工場を設立する場合に必要な一連の手続や、拠点設立を支援するサービスプロバイダー及び支援内容をまとめた以下の資料を作成し、当地へ新しく進出を検討している会社の支援に役立てている。

- 会社・工場設立フローチャート
- 作業チェックリスト
- サービスプロバイダーリスト

JCCICウェブサイトへの掲載等を通じて本資料を広く公表中。
現在、販売会社設立支援チャートを製作中で今年度、公表を予定している。

〔会社・工場設立フローチャート〕



【利用上の注意】

・本資料は、チェーンイで工場設立を検討している企業の参考となるよう、工場設立までに必要な手続、所要期間等の大きなイメージを示すことを目的として作成したものであって、所要期間等については企業の属性や置かれた状況等により相当の幅があり、本資料で示されている所要期間をもって必ずしも手続が完了することを意味するものではない。なお、所要期間に関しては、季節要因(雨季の到来等)等の要因によっても大きく変動し得ることも併せて留意が必要。

・本資料で示されている行政手続は必ずしも網羅的ではなく、企業の属性や置かれた状況等によって、更に必要な行政手続が発生する可能性がある。

・本資料では、原則として、各種手続等を行うための準備行為や事前調査等の期間については考慮していない。

・本内容に関連して利用者が不利益を被る等の事態が生じたとしても、ジェトロ及びチェーンイ日本商工会中小企業連立支援委員会では一切の責任を負いかねますので、御了承下さい。

〔作業チェックリスト〕

手続フロー上の項目 大項目	チェックリスト上の項目 小項目	担当当局	想定 所要期間	手続の趣旨及び内容	備考(含む関連法規)	相談先	
法人設立関連	法人設立手続	合併契約の締結(JVA)	企業次第	合併による進出の場合、法人設立に先立ち通例作成される契約。 JVA(Joint Venture Agreement) 会社登記局へ登録	新会社法(2013年制定) The Companies Act 2013 2014年4月1日以降順次施行 主な追加事項: 居住取締役。 独立、女性取締役(特定規模 企業)。CSRの義務履行等	SPリスト1-2 会計事務所、法律事務所	
		基本定款の作成(MOA)	企業次第	インド会社法上作成が義務付けられている、会社の基本事項について制定 MOA(Memorandum Of Association) 会社登記局へ登録⇒審査		※なお、SPリストとは、別に掲載している「サービスプロバイ ダーリスト」を指す。	
		付属定款の作成(AOA)	企業次第	インド会社法に基づき、会社運営の細則等について制定 AOA(Article of Association) 会社登記局へ登録⇒審査			
		取締役認識番号 の取得(DIN)	インド企業省 Ministry of Corporate Affairs,	10日間	インド企業省が各企業の取締役を識別するために付与する番号。 DIN(Director Identification Number)	Director Identification Number rule,2006	SPリストII-1 会計事務所、法律事務所
		デジタル署名証明書 の取得(DSC)		10日間	オンライン申請が必要な書類に署名を付するために必要。 DSC(Digital signature Certification)	Companies Act 1956/2013	
		商号申請		14日間	新規に設立する現地法人の商号について、当局から承認を得る手続。	商号候補を3パターン申請 商号種類で費用差あり。	SPリストII-3 会計事務所、法律事務所
	法人登記申請	インド企業省会社登記局 ROC(Registrar of Companies)	14日間	新たに現地法人を設立する手続。会社設立証明書(Certificate of Incorporation)取得⇒許認可取得時に頻りに提出を求められる。			
	IEM/産業 ライセンス申請 FC-IL Form	産業起業家覚書 (IEM)申請 産業ライセンス(注1)	インド商工省産業政策 促進局産業支援課(SIA) Secretary for Industrial Assistance under (DIPP) Department of Industrial Policy and Promotion, under Ministry of Industry	1日 数ヶ月	制限品目等に対して産業ライセンスの取得が必要であるが、一般的な業種(製造業)に ついてはIEM (Industrial Entrepreneurs Memorandum)を申請⇒登録。 申請書はFC-IL.(Foreign collaboration and Industrial Licence)共通書式を使用。 設立時にPart-A、稼働時にPart-Bを提出。 産業NIC No.(National Industrial classification)確認 制限品目、制限業種等の産業には当局より産業ライセンス取得が必要。	産業ライセンス必要業種 ①タバコ②電子宇宙・防衛機器 ③爆発危険物④危険化学品 ⑤小規模企業保護業種	
	会社秘書役等 専任	会計監査人選任	特になし			Regulation on Audit & Account	会計事務所、法律事務所
		会社秘書役専任 (Company Secretary)	特になし		インド会社法によって常任の会社秘書役を雇用義務。	Company Secretaries Act. 1980 会計・法律遵守管理	SPリストIV-4 会計事務所、法律事務所
	銀行口座開設	銀行口座開設	金融機関	2週間	資本金入金をはじめ、当地での事業活動に必要な資金管理上必要。 入金証明書FIPR(Foreign Inword Remittance Certificate)を発行	Exchange control Dep. FEMA(Foreign Exchange Management Act)	金融機関 (ADカテゴリー I 銀行)
	FIRC/FCGPR	海外資金入金報告(FIRC)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月内(義務)	海外から資金が入金されたときにインド準備銀行に報告するための手続。 FIRC(Foreign Inward Remittance Certificate)を銀行より入手⇒RBIへ報告	BANK資格: Authorised Dealers Category-1/II/III	
		株式発行報告(FCGPR)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月内(義務)	株式が発行されたときにインド準備銀行に報告するための手続。 FCGPR(Foreign Collaboration General Permission Route)申請書⇒RBIへ報告		
	会社税務登録	恒久税務番号取得(PAN)	インド財務省歳入局 所得税部 Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	2週間	インドの税務当局が納税者を識別するための番号。インド所得税法に基づき取得義務 がある。日本への送金の場合、日本の親会社もPANを取得しておくことで、インドからの 源泉徴収率が10%となる。PAN(Permanent Account No.)	Central board of Direct Taxes. Notifications	SPリストII-1 会計事務所、法律事務所
		源泉徴収税務番号(TAN)		2週間	TAN(Tax deducted and collection Account No.) 源泉徴収税務番号 送金相手先企業がPANを取得している場合送金金額の10%が源泉徴収される。	Income Tax Dep.	SPリストII-1 会計事務所、法律事務所
	間接税登録 (国税)	物品税登録(ED)	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	1ヶ月	物品税 ED(Excise Duty)を納入する製造業者等が必要な登録。	購入時Input ED/STと販売時の Output ED/STとは相殺可能。 但し、計上タイミング、処理期 間等に制限があるので注意 が必要。	SPリストIV-1-e 会計事務所
		サービス税登録(ST)		1ヶ月	サービス税ST(Service Tax)を納入するサービス企業が必要な登録。「サービス」の定義 の確認が必要。「加工」であっても形状、性質が加工前後で変化しない場合は「製造」で はなく、「サービス」と看做される例もある。		
		中央付加価値税 (CENVAT)		1ヶ月	「資本財並びに材料」の輸入及び国内仕入にて支払った間接税(除く関税)は原則 その資本財及び材料を使用して製造した半製品、製品の売上の厚販売先より入金 する間接税と相殺控除される。このメカニズムを提供する為の税務登録。		
税務番号取得 (州及び地方税)	付加価値税登録(VAT)	州税務局	2週間	州内取引での付加価値税 VAT(Value Added Tax)	VATは基本売上で相殺される。 但し、例外商品、取引形態も あるので注意。 CSTは仕入側では相殺不可。		
	職業税(PT)	地方行政局	1週間	PT(Professional Tax) 徴収されない州もある。Local Municipal Authorityへ登録			
	資産税(PT)		1週間	PT(Property Tax)			
	中央販売税登録(CST)	中央販売税当局	1週間	州越取引の税金 CST(Central Sales Tax), Central Sles Tax Authorityへ登録			

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

②既進出企業からの問題点の吸い上げ 既進出企業との対談、工場訪問

- 既進出日系企業への訪問・面談を行い、現在直面している課題や、進出に際して直面した課題等をヒアリング、進出を目指している日系企業や同様の課題に直面している既進出日系企業へのサポートの参考とする。
- これまで、進出済日系企業に御協力頂き、上記課題等について聴取している。

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

③ TN州関係機関とのコミュニケーション・チャネルの構築

- TNPCB、TNEB他: ジェトロビジネスサポートセンターのセミナーとの連携を予定
- ガイダンス・ビューロー: 本委員会メンバーによる定期的な訪問及び情報交換を実施
- SIDCO: SIDCO工業団地の訪問、レンタル工場建設後、入居企業の訪問を予定

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

④個別問題の解決のサポート

- 工業団地委員会と共に日本政府が推進する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の主構成機関として参画。個別問題の解決に向けたアドバイスを実施予定。
- ②の活動を通じて把握した課題について、本委員会で調査を行い、関係企業にアドバイスを実施予定。
- ジェトロビジネスサポートセンターのセミナーを通じて、日系企業が直面し得る課題解決に有用な情報を発信。
- 今年度より人事労務連絡会ともコミュニケーションを取り、個別問題解決のレベルアップを目指したい。